

よくお寄せいただく質問とその回答（FAQ）について

【津市スポーツ振興基金活用事業】

津市スポーツ振興課

<全般>

Q 1) 事業を実施する計画はあるものの講師の選任や会場が確保できていない場合など事業が確定していなくても、申請は可能か？

A 1) 事業計画があるものについては、実施の確約ができなくても、事業採択申請書を提出することができます。

ただし、例年多くの団体の申請があり、予算額を上回る状況にあるため、事業を採択後に中止することのないよう、ある程度見通しを立てて申請をお願いします。（中止した事業の補助金は、使用不能となります。）

申請後、新型コロナウイルス感染症拡大等により事業が中止になった場合は、補助金の変更申請を行ったうえで、それまでに要した費用があれば補助金の該当部分の経費を精算し支払います。概算払請求で補助金の一部または全部をすでに受領している場合は、その残額を返還してもらいます。

Q 2) 強化試合や合同練習会で相手チームの旅費・宿泊費は助成対象か？

A 2) 相手チームの旅費・宿泊費については、助成対象外となります。

旅費・宿泊費は、申請団体の自チームが選手・監督の旅費等に支出した場合が助成対象となります。（監督1名と選手が対象となり、それ以外のコーチ等は対象外です。）

Q 3) 助成対象外の「定期的に実施している事業」とはどのような事業か？

A 3) 例年、それぞれの団体やチームで行っている定期練習会や団体の加盟チーム等で行う練習試合、定期試合は助成対象外となります。

ただし、定期的な事業として体育館等の会場が確保されている場合で、通常の事業を見直し、他のチームや選手を招いての合同練習・練習試合や新たに指導者を招聘して行う教室などは助成対象となります。

- Q 4) 大会や体験会等での報償品（トロフィー、景品など）は助成対象か？
- A 4) 補助対象事業として採択された大会のトロフィーや参加賞、体験教室の景品などは、消耗品費として助成対象となります。
- Q 5) 入場料、参加費を徴収する大会は助成対象か？
- A 5) 入場料や参加費、負担金などを徴収する大会や教室、講習会なども助成対象となります。
- その際、事業の収支予算や決算において、入場料等の収入を計上してください。ただし、主催者に利益が発生しない事業に限ります。
- Q 6) プロのリーグ戦などを誘致する場合は、営利事業となるのか？
- A 6) プロのリーグ戦などを行っている事業自体は営利事業となりますが、申請者がリーグの試合を誘致するのに必要な経費について、入場料を徴収しても不足する財源に補助金をあてるなど、申請者に利益が発生しない事業は対象事業となります。
- Q 7) 事業の打ち合わせに会議室等を借りた場合の使用料は助成対象か？
- A 7) 事業の実施に関連して会議室等を使用した場合の使用料は助成対象となります。
- Q 8) 教室や大会で使用するスポーツ用具の購入は助成対象か。
- A 8) スポーツ用具の購入については、体験教室等で用具を所有していない初心者に貸出用として購入する場合を想定しています。5万円以上の器具等の購入が必要な場合は、レンタルと比較して安価な方を選択してください。高額な用具等の購入については、その器具の詳細とレンタルが困難な理由を確認します。審査の上、助成対象外となる場合があるため、事前にご相談ください。
- Q 9) 採択の段階で補助金額が減額となった場合は、どのような対応となるか。
- A 9) 例年申請団体が多く、申請額が予算額を上回っていますことから、採択の段階で補助金額を減額する場合があります。その際は、事業計画の見直しや収支予算を見直すなどして、決定した補助金額の範囲内で、補助金交

付申請をしていただくこととなります。

(令和6年度の競技スポーツ振興事業は、申請額に比べて88%の補助金額となりました。)

＜競技スポーツ＞

Q10) 指導員、審判員の新たな資格取得に対する支援について、更新は助成対象か？

A10) 指導員、審判員の資格については、新たな資格や上級の資格を取得する場合は助成対象となります。ただし、資格の更新にかかる費用は助成対象外です。

Q11) 指導員、審判員の新たな資格取得の場合、宿泊費は助成対象か？

A11) 宿泊が必要な資格取得講習会であっても、宿泊費は助成対象外になります。

Q12) 遠征試合等でスポーツ用具等を運搬するための自家用車使用は助成対象か

A12) 自家用車の使用は、やむを得ない場合に限りされており、用具の運搬は対象外です。ただし、宅配便等の通信運搬費は助成対象です。

Q13) 公共交通機関が利用できないためレンタカーの利用は助成対象となるか

A13) 公共交通機関の利用が困難な場合のレンタカー借上げ料は、対象となります。

ただし、高速道路料金や燃料代は対象外となります。

Q14) 遠征合宿や大会参加のため参加者が自家用車を使用したいが、助成対象か？

A14) 自家用車の使用は、公共交通機関が存在しない場合や運行時間外で利用できない場合、若しくは身体障がいのため公共交通機関の利用が困難な場合により、止むを得ず使用する場合であり、それ以外の自家用車の使用は助成対象外になります。

Q15) 自家用車を使用する場合、高速道路の料金は助成対象か？

A15) 高速道路の利用料金・燃料代は、助成対象外になります。

Q16) 大会開催やスポーツ教室、遠征など複数の種別の事業を実施したいが
可能か

A16) 大会開催やスポーツ教室など異なった種別の事業を実施することは可能
です。その際、事業種別ごとに事業計画書を作成し、収支予算書について
も事業種別ごとに作成したうえで、全体を集計した収支予算書を添付
してください。

その際、事業ごとの事業計画書、収支予算書に①、②・・・の番号を付
記してください。

採択申請書の事業概要欄には、事業種別ごとに箇条書きで事業概要を
記載してください。

<パラスポーツ>

Q17) 市内を中心に活動する団体について、活動の頻度など基準はあるか？

A17) 年間の練習や試合等の活動について、津市で多くの活動を行っている
団体が助成対象となり、年間の事業実績等により確認を行います。

Q18) 市内で開催されるパラスポーツ大会などとは、練習や体験会も助成対
象か？

A18) 市内で実施される事業のみ対象となりますので、対象団体が市内で行
う強化練習や体験会及び大会などが助成対象となり、通常の練習は助成
対象外になります。